

9) 連結財務諸表作成の基本となる事項

1. 当社の連結財務諸表は、米国において一般に認められた会計原則(会計原則審議会意見書、財務会計基準審議会基準書等)に基づいて作成されております。

(1) 市場性のある有価証券

米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」を適用しております。

(2) た な 卸 資 産

たな卸資産の評価は低価法により、また原価は主として平均法により計算しております。

(3) 減 価 償 却 方 法

有形固定資産の減価償却費の計算は、日本国内に存する資産及び一部の海外子会社が所有する資産については主として定率法により、またその他の海外子会社が所有する資産については定額法により計算しております。

(4) 税 金

所得税等の会計処理は、会計上の資産及び負債と税務上のそれらとの差額、並びに税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除に係る将来の税効果額を繰延税金資産または負債として認識する資産負債法により行っております。

(5) 金 融 派 生 商 品

米国財務会計基準審議会基準書第133号「金融派生商品とヘッジ活動の会計」及び同基準書第138号「金融派生商品とヘッジ活動の会計(基準書第133号の修正)」を適用しております。

(6) 営業権及びその他の無形資産

米国財務会計基準審議会基準書第141号「企業結合」、及び同基準書第142号「営業権及びその他の無形資産」を適用しております。

2. 2002年9月30日現在の連結子会社は、国内21社、海外52社の計73社、持分法適用会社は、国内4社、海外3社の計7社です。当期における異動は、国内生産子会社の統廃合(詳しくは5ページの脚注を参照ください)、及び上海(中国)における子会社の設立であります。

3. 包括利益は、当期純利益にその他の包括利益を加えたものであり、その他の包括利益には外貨換算調整額、最低年金債務調整額及び有価証券未実現評価損益の増減額が含まれます。前中間期、並びに当中間期の中間純利益、その他の包括利益(△損失)及び包括利益(△損失)は次のとおりであります。

(単位:百万円)

期 科 目	当中間期 (2002.4.1～2002.9.30)	前中間期 (2001.4.1～2001.9.30)
中 間 純 利 益	4,645	1,832
その他の包括利益(△損失)－税効果調整後 内訳: 外貨換算調整額	△ 15,542	△ 7,457
最低年金債務調整額	△ 2,600	△ 23,411
有価証券未実現評価益(△損)	△ 1,959	128
包 括 利 益 (△ 損 失)	△ 15,456	△ 28,908

4. 当期より適用の新会計基準

(1)再販を含む販売者による購入者に対する供与に関する会計

2000年5月に、米国発生問題専門委員会は発生問題専門委員会基準書 00-14「特定の販売促進費に関する会計」について最終的な合意に至りました。基準書 00-14は、販売者や製造者によって提供され、販売時点で顧客が行使しうるクーポンやリベート等の特典に関する会計基準と開示方法を規定しております。

また、2001年4月に、米国発生問題専門委員会は発生問題専門委員会基準書 00-25「販売者の製品またはサービスに係る購入者への支払に関する損益計算書上の表示」の一部について最終的な合意に至りました。基準書 00-25は、基準書 00-14で対象外となっている売上高、もしくは顧客による販売促進に付随して発生した販売者から顧客への支払についての損益計算書上の表示を規定しております。

基準書 00-14及び基準書 00-25は、2001年11月に米国発生問題専門委員会基準書 01-9「再販を含む販売者による購入者に対する供与に関する会計」として再訂され、最終的な合意に至りました。当社は、2002年4月1日をもって基準書 01-9を適用しましたが、当基準書の適用による当社の連結上の財政状態、並びに経営成績への影響は重要ではありません。

(2)長期性資産の減損または処分の会計

2001年8月に、米国財務会計基準審議会は基準書第144号「長期性資産の減損または処分の会計」を公表しました。基準書第144号により、基準書第121号「長期性資産の減損及び処分される長期性資産の会計」が廃止されるとともに、会計原則審議会意見書第30号「経営成績の報告―事業セグメントの処分並びに異常、非正常及び非反復的な事象及び取引の影響の報告」における、事業セグメントの処分に関する会計処理及び開示規定が廃止されます。

基準書第144号は、保有ないしは使用中の長期性資産並びに売却により処分される長期性資産の減損認識、及び測定に関する基準書第121号の基本的規定を踏襲しており、また基準書第121号が有していた適用上の重要な問題点についても説明しております。当社は、2002年4月1日をもって基準書第144号を適用しましたが、当基準書の適用による当社の連結上の財政状態もしくは経営成績への重要な影響はありません。

(3)撤収もしくは処分活動に関する費用の会計

2002年6月に、米国財務会計基準審議会は基準書第146号「撤収もしくは処分活動に関する費用の会計」を公表しました。基準書第146号は、撤収もしくは処分活動に関する費用の会計及び報告を規定するとともに、米国発生問題専門委員会基準書94-3「従業員の退職時、及び(リストラクチャリングにより生じた費用も含む)事業からの撤収時に認識される負債」を無効としております。基準書第146号の規定は、2002年12月31日以降の撤収もしくは処分活動に効力を有しますが、前倒しの適用が推奨されております。現時点において、当基準書の適用による当社の財務諸表への影響は確定しておりません。